

埋 蔵 文 化 財 の 取 り 扱 い

1. 文化財保護法の制約

埋蔵文化財包蔵地内で建物の建築、土地の掘削その他土地の現状を変更する行為を行うときは、文化財保護法の制約を受けます。

埋蔵文化財は現状のまま後世に伝えることが望ましいのですが、そこをどうしても開発しなくてはならない場合には、代換措置として記録保存のための発掘調査を実施することとされています。

また、現在埋蔵文化財包蔵地に該当していない地域でも、工事中に遺跡が発見されると文化財保護法の適用を受けます。そのため工事を中止し、発掘調査を実施しなくてはなりません。こうした支障をさけるために、埋蔵文化財がある可能性の高い地域(埋蔵文化財包蔵地の周辺および山林や草地等で現地踏査ができなかった場所など)や、広い面積の開発予定地でも工事前に現地踏査や試掘調査を行い、遺跡の有無を確認することがあります。

2. 埋蔵文化財の取り扱い方法

埋蔵文化財の取り扱いは、おおむね次の手順で行われます。

①開発計画

埋蔵文化財包蔵地についての照会は随時受け付けています。開発計画がある場合には、開発予定地の場所・範囲が分かる地図を持って、博物館文化財担当窓口(下記住所)にお越しいただくか、飯能市のホームページから照会用紙の様式をダウンロードして、地図と一緒にFAXかメールでお問い合わせください。 FAX: 042-972-2301 Mail: museum@city.hanno.lg.jp

②発掘届の提出

埋蔵文化財包蔵地内で開発行為を行う場合は、60日前までに埼玉県教育委員会に届出をしなければなりません。届出に必要な用紙は博物館文化財担当窓口(下記住所)にあります。

③試掘調査の実施

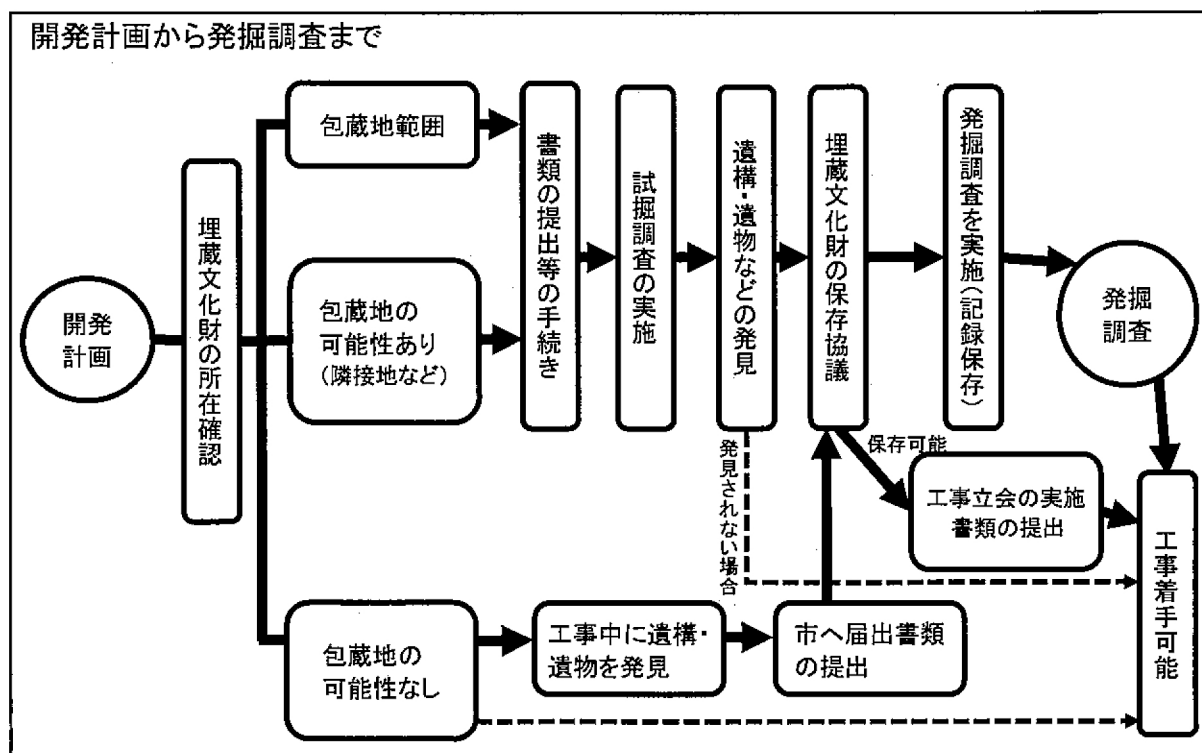
地下の様子を調べるため、試掘調査等を実施します。遺構や遺物の有無を確認するだけでなく、保存のための条件や発掘調査が必要な場合はその期間や経費を決める根拠となります。

④保存のための協議

試掘調査の結果、遺構・遺物が発見された場合は、工事計画と照らし合わせ、それを保存できるかどうか教育委員会と協議します。工事内容によっては発掘調査をせずに保存できる場合があります。

⑤発掘調査の実施

遺跡が保存できない場合には、記録保存のため、事業主の責任で発掘調査を実施しなければなりません。発掘調査終了後、工事に着手できます。



問い合わせ 飯能市教育委員会教育部博物館文化財担当
〒357-0063 埼玉県飯能市大字飯能60-1
(飯能中央地区行政センター地下1階)
電話 042-972-2301